附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行の日前に行われた療養に係る国民健康保険法施行令第二十九条の二の規定による高額療養費及び同令第二十九条の四の二の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三